

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対する意見

項番	頁	該当箇所	意見等	理由
1		総論	今回の改正は「経営者保証に関するガイドライン」の記載を超えた対応を求めるものではないことを確認したい。そのうえで、同ガイドラインに沿った適切な対応のもと、合理性が認められる保証契約を締結する場合まで否定するものではないことを周知徹底いただきたい。	経営者保証の解除は、対象となる中小企業債務者・保証人におけるガバナンスの向上、財務基盤の強化、経営の透明性確保等を通じて進められるべきものであり、経営者保証の解除それ自体を目的とすべきではないため。
2	2 ・ 3 ・ 7	II-3-2-1-2 (2) ① ハ、ニ 同② II-10-2 (6) 「その結果等を書面又は電子的方法で記録」	記録方法については、各行それぞれの運用で差し支えないとの理解でよいか。	各行におけるペーパーレス促進や生産性向上の取り組みを妨げないため。
3	6	II-10-1 意義	「（中略）その取組方針等を公表することが望ましい。」とあるが、どのような頻度で公表することが望ましいのかご教示いただきたい。	明確化を図るため。